

市県民税・国民健康保険税などの申告（所得税の確定申告が不要な人など）

●申告が必要な人

- ◇令和6年1月1日現在、市内に居住していて、令和5年中に所得があった
- ◇国民健康保険に加入している世帯の世帯主および後期高齢者医療保険に加入している
- ※無収入や遺族年金などの非課税所得のみだった人も、正確な税計算をするために申告してください。
- ◇所得は無いが、非課税証明書など税証明が必要

●申告が不要な人

- 申告が必要な人に当てはまる場合でも、次の場合は申告不要です。
- ◇所得税の確定申告書を提出する
- ◇給与所得のみで事業所から給与支払報告書が提出されていて、他に控除の追加がない
- ◇所得が公的年金（遺族年金・障害年金は除く）のみで、他に控除の追加がない

●受付期間 2月16日(金)～3月15日(金)（土・日曜日、祝日は除く）

●時間 午前9時～午後3時半

●会場 市役所新館4階 427会議室

※上記期間中は、市役所本館1階市税課窓口、コミュニティセンターでの受け付けはできません。

※申告受付が始まって2～3日は混雑することが予想されます。混雑状況により、入場整理券の配布や入場制限を行う場合があります。

※郵送での申告を推奨しています。詳しくは、市ホームページを確認してください。



市ホームページ

共通事項（所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税などの申告）

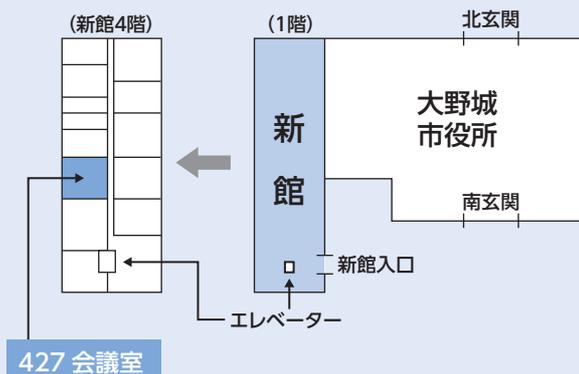
必要なもの

- ◇年金や給与の源泉徴収票など所得が分かる書類
- ◇印鑑（認め印可）
- ◇マイナンバーカードまたは、通知カードと本人確認書類（運転免許証など）
- ◇社会保険料の支払金額が分かるもの
- ◇生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ◇上記の他、控除を受けようとするものの証明書など
- ◇確定申告の場合、口座番号が分かるもの（選付金を振り込む場合の本人名義の口座）

※前年も確定申告をした人は、はがき「確定申告のお知らせ」と前年の確定申告の控えを持ってきてください。

医療費控除について

医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書の作成が必要です。（会場では、領収書での受け付けはできません。明細書を作成していない場合、申告受付の順番が後になる場合があります。様式は国税庁ホームページ・市ホームページからダウンロードできます。）



※新館4階と本館4階の連絡通路はありません。申告会場へは、新館のエレベーターを利用してください。

医療費控除明細書の記入例

① 氏名	② 支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ ④のうち補てんされる金額
市税 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他	150,000	
市税 花子	〇〇薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医療品購入 <input type="checkbox"/> その他	23,000	
合計			173,000	

●問い合わせ先

- ◇市県民税 市税課市民税担当 ☎(580)1828
- ◇国民健康保険税 国保年金課国保年金担当 ☎(580)1846
- ◇後期高齢者医療保険料 国保年金課医療担当 ☎(580)1847